

## 省エネルギー型製品販売事業者評価制度の概要

### 1. 趣旨

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)におけるいわゆるトップランナー基準によって、製造事業者又は輸入事業者は、特定機器のエネルギー消費効率の向上を図っていくことが求められている。しかし、省エネルギー型製品は、使用されて始めて省エネルギーにつながることから、省エネルギー製品の普及促進を図ることが必要である。

このため、製造事業者等と消費者との接点である「販売事業者」による省エネルギー型製品の普及への取組みを評価し公表する具体的な方策として、平成15年度に本制度を創設したものである。

### 2. 具体的な評価方法

#### (1) 評価対象

大規模家電販売店：店舗面積 500 m<sup>2</sup>超であり、家電製品及びガス機器の販売高が総販売高の50%以上の店舗。

中小規模家電販売店：店舗面積 500 m<sup>2</sup>以下であり、家電製品の販売高が総販売高の50%以上の店舗。

#### (2) 評価項目

- ・店舗の運営方針：販売促進，目標，取組み等について評価。
- ・店員の知識と意欲：省エネ教育，省エネ情報の提供方法等について評価。
- ・購入のし易さ：省エネラベルの解説や表示，省エネ型製品の販促等を評価。
- ・販売実績：製品毎に省エネ基準達成率に応じた点数を集計平均し，製品の合計点で評価。
- ・省エネへの取組み：店舗の省エネへの取組みを評価。
- ・店舗独自の省エネへの取組みを評価。

#### (3) 募集方法

販売事業者による公募方式

#### (4) 評価・決定方法

財団法人省エネルギーセンターに設けられた「省エネ型製品普及推進評価委員会」において、提出された自己評価書及び現地調査に基づき評価し、「省エネ型製品普及推進優良店」及び表彰候補について決定した。

### 3. 省エネ型製品普及推進優良店評価委員会委員名簿

委員長	渡辺 達朗	専修大学商学部教授
委員	大江 宏	亜細亜大学経営学部教授
	長見 万里野	財団法人日本消費者協会参与
	小川 晃範	環境省地球環境局地球温暖化対策課長
	河口 真理子	株式会社大和総研主任研究員
	永田 康子	埼玉県消費生活コンサルタントの会元代表
	西尾 チヅル	筑波大学 大学院ビジネス科学研究科教授
	三木 健	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課長
	三村 光代	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会監事
	村越 千春	株式会社住環境計画研究所取締役研究室長
	森田 和敬	財団法人家電製品協会環境部長(兼流通部長)
	横尾 英博	経済産業省商務情報政策局情報通信機器課長

(事務局：財団法人省エネルギーセンター 省エネルギー機器推進部)